

# 安城市脱炭素先行地域計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 業務概要

### (1) 委託業務名

安城市脱炭素先行地域計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「安城市脱炭素先行地域計画策定業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年9月29日（金）まで

### (4) 委託上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

全体額 15,000千円

【令和4年度】12,000千円

【令和5年度】3,000千円

## 2 スケジュール

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお本市の都合により予定を変更する  
場合がある。

令和4年7月	1日（金）	公告日
令和4年7月	1日（金）	参加表明書等受付開始・質問書受付開始
令和4年7月	13日（水）	参加表明書等提出期限
令和4年7月	15日（金）	質問書提出期限
令和4年7月	21日（木）	質問書回答予定日
令和4年8月	3日（水）	企画提案書提出期限
令和4年8月	22日（月）	プロポーザル審査会
令和4年8月	23日（火）	プロポーザル審査会（予備日）
令和4年8月末		審査結果通知
令和4年9月中旬		契約締結

## 3 応募資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、応募資格があるものとする。

(1) 安城市入札参加資格者名簿（委託）に登録されていること。

(2) 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

- (3) 過去5年以内において、元請として地方自治体が発注した以下の実務のうち、いずれか一つ以上の実務実績を有すること。
- ア 「脱炭素先行地域」の応募に向けた計画提案書の作成支援業務の完了実績又は完了予定の実務実績
  - イ 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業第1号事業の1）」間接補助事業を活用した業務の完了実績又は完了予定の実務実績
  - ウ 「地球温暖化対策実行計画」の策定又は改定業務の完了実績
  - エ 「環境基本計画」の策定又は改定業務の完了実績
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 公告日から、契約締結日までにおいて、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

#### 4 参加表明書等の提出

##### (1) 提出方法および提出先

下記の期日までに安城市産業環境部環境都市推進課環境政策係へ持参（土日祝日を除く）、郵送（書留郵便に限る）またはメールにて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

##### (2) 提出期限

令和4年7月13日（水）午後5時必着  
理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

##### (3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 業務実績一覧（様式2） 1部
- ウ 業務実施体制図（様式3） 1部
- エ 配置予定技術者の経歴等（様式4） 1部

#### (4) プロポーザル審査会通知

参加表明書（添付書類含む）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された参加者には、令和4年7月15日（金）付でメールにて通知する。

なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者は、その理由を付し、通知する。

### 5 質問の受付及び回答

#### (1) 提出方法

件名を「【法人名】安城市脱炭素先行地域計画策定業務に関する質問」とし、別紙「質問書」（様式5）により、メールにて提出すること。

なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

#### (2) 提出期限

令和4年7月15日（金）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和4年7月21日（木）（予定）までに市公式ウェブサイトに随時掲載する。

### 6 企画提案書等の作成及び提出方法等

#### (1) 提出方法および提出先

下記の期日までに安城市産業環境部環境都市推進課環境政策係へ持参（土日祝日を除く）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

#### (2) 提出期限

令和4年8月3日（水）午後5時必着。

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとする。  
理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

### (3) 提出部数

各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー7部の計8部とする。  
(1部ずつフラットファイルに閉じて提出すること。)

### (4) 書類提出方法

- ア 「(5) 提出書類一覧表」の順番にまとめること。
- イ 企画提案書の様式は任意でA4判とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ウ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。
- エ 「仕様書」に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で、発注者にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。
- オ 1者1提案とすること。

### (5) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	規格等
1	表紙	様式任意	○所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。
2	企画提案書	様式任意 A4判	○別紙「安城市脱炭素先行地域計画策定業務仕様書」に基づき、基本的な考え方、計画策定にあたってのポイント、策定業務内容、アピールポイントを明記すること。 ○原則、両面印刷(カラー)とし、目次の頁を除き20頁以内にまとめること。 ○選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、別紙「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
3	工程表	様式任意 A3判可	○受託者が実施する業務と市が実施する業務を明確に区別すること。 ○計画は、令和5年2月ごろに環境省が募集することを想定する第3回脱炭素先行地域の応募を想定して策定するものとし、令和5年度においては、第3回選定結果を踏まえた計画案のブラッシュアップを想定した提案とすること。
4	見積書	任意様式	○見積り内容を可能な限り詳細に記載すること。(税込み) ※採用後は企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

## 7 提案者の選定

### (1) 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、産業環境部長を委員長とする5人で組織する選定委員会において審査する。

### (2) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

ウ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

エ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

オ 本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1者の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合にはその事業者を優先交渉権者に決定する。

## 8 プロポーザル審査会

### (1) 日時

令和4年8月22日（月）

（令和4年8月23日（火）：予備日）

### (2) 場所

安城市役所

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、市の判断により、感染症防止の観点からオンライン（ZOOM）にて審査会を実施する。オンライン開催する場合の会議URL、ミーティングID、パスコードについては、8月17日（水）までに応募者宛に通知する。

### (3) 出席者

参加者は説明者を含め3人まで。説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とすること。

### (4) 発表時間（目安）※実際の時間構成は別途通知する。

発表は、提案説明20分、質疑応答15分で行う。

※準備や片付けの時間は含まない。

### (5) 留意事項

ア 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用スライドを除く追加資料の持込は控えること。

イ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。

ウ ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター及びプロジェクター接続コード（VGAケーブル）は発注者が用意するが、パソコン等のその他機器については、必要に応じて提案者が用意すること。

エ 提案説明については、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いたスライドは、企画提案会後にCD・DVD等の電子媒体で提出するものとする。

## 9 選定基準

- (1) 「評価基準」は、別紙「評価基準」のとおりとする。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定する。

なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定する。

- (4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

## 10 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書及び工程表作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書及び工程表に虚偽内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) 見積金額が見積限度額を上回った場合

## 1 1 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者（受注者）と発注者が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。  
なお、見積金額は委託上限額を超えないものとする。
- (3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

## 1 2 その他

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。
- (4) 採用案の著作権は発注者に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (7) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ非公開としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

### 1 3 問合せ先及び各種書類の提出先

安城市産業環境部環境都市推進課環境政策係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2280 (直通)

F A X 0566-76-1184 (直通)

Eメール [kankyo@city.anjo.lg.jp](mailto:kankyo@city.anjo.lg.jp)